

国土総合開発特別委員会議録第十三号

昭和三十三年四月十日(木曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 亘 四郎君

理事 川村善八郎君 理事 松澤 雄藏君

理事 渡邊 惣藏君

石坂 繁君

高村 坂彦君

橋本 渡君

林 唯義君

眞崎 勝次君

山中 貞則君

北山 愛郎君

横路 節雄君

出席 國務大臣

大藏大臣

出席 政府委員

北海道開発
政務次官

経済企画政務次官

総理府事務官
(北海道開発庁)

総務監理官

総理府事務官
(経済企画庁総
合開発局長)

委員外の出席者

議員 小澤佐重喜君

議員 井手 以誠君

総理府事務官(自
治庁長官官房財
政再建課長)

政再建課長

大蔵事務官
(大臣官房財
務調査官)

北海道上北開
発公庫総裁

松田 令輔君

四月十日

委員伊藤一君、田中正巳君、廣川

弘禪君、松田鐵藏君及び井谷正吉君

辭任につき、その補欠として眞崎勝

次君、山中貞則君、網島正興君、原

捨恩君及び横路節雄君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員石坂繁君、大坪保雄君、高村坂彦

君、中馬辰猪君、網島正興君、橋本渡

君、原捨恩君、眞崎勝次君、山中貞則

君及び小牧次生君辭任につき、その補

欠として椎熊三郎君、椎名悦三郎君、

松浦周太郎君、南條徳男君、廣川弘

禪君、篠田弘作君、松田鐵藏君、伊

藤郷一君、田中正巳君及び小平忠君

が議長の名で委員に選任された。

本日開会に付した案件

台風常襲地帯における災害の防除に

関する特別措置法案(小澤佐重喜君

外九十一名提出、衆法第一七号)

国土総合開発に関する件

○巨委員長 これより会議を開きま

す。

台風常襲地帯における災害の防除に

関する特別措置法案を議題とし、質疑

に入ります。質疑の通告があります。

順次これを許します。川村義義君。

○川村(義)委員 特に九州地区を中心

とする各県及び住民の長い間の要望、

期待でございました台風常襲地帯にお

ける災害の防除に関する法案が、自民

党、社会党の共同提案でここに上程を

見ることになりました、われわれとい

たしまして大へん喜びに思っております

のであります。この法案は長い間の懸

案でございましたが、今国会にその実

があらうというものは何よりのことだ

と存じております。九州地区を中心と

して、山口あるいは四国等台風による

被害の甚大なことは、これはもう私が

一々例をあげて申すまでもございま

せん。この台風の被害に対する防除が

なおさらにされておたという結果、

どれだけ国費を損じ、あるいは国土を

荒廃に陥したかわからない、あるいは

民生の安定を欠いておたかというこ

とは、この台風の被害を目撃してい

るものといしましては、今さらなが

らの戦慄さへ覚えるような状態では

ありません。先ほど申し上げましたよう

に、今回皆さん方の御努力によりまし

てこれが議員立法としてここに上程さ

れたということは、常時この台風の被

害をこうむっておる住民にとって、こ

の法の適正なる運用によって大きな利

便をもたらすであろうということを予

測するものであります。

私はごく一、二の問題につきまして

提案者及び関係の方々にお伺いいたし

たいと思ひますが、特にこの際にお聞き

しておきたいと思ひますことは、第十

二条関係の地方財政再建促進特別措置

法との関係でございます。この第十

二条には、「地方財政再建促進特別措置

法に基き、財政再建団体である地方公共

団体が災害防除事業を実施するために

財政再建計画に変更を加えようとする

場合に於いては、自治庁長官は、その

財政の再建が合理的に達成できると認

める限り、同法第三条第四項において

準用する同条第一項の規定による当該

財政再建計画の変更の承認に當つて、

当該災害防除事業の実施が確保される

よう特に配慮しなければならぬ。」こ

のようになつてございまして、ところ

がこの条文からいたしまして、自治庁

長官が、財政再建が合理的に達成でき

ると認める限り、こういうような趣旨

でございまして、実はせっかくこの

りっぱな、われわれにとつて喜ばしい

法案ができて、この点で災害防除の

仕事、その目的達成のための事業が

阻害されるんじゃないか、支障を受ける

んじゃないかという危懼を持つもので

ございまして、申し上げますのは、私

がここでいろいろ申し上げるまでもこ

ざいせんが、御承知の通りその一つ

の問題として、地方財政の再建等のた

めの公共事業に係る国庫負担等の臨時

特例に関する法律というのがございま

して、実はそれは、ことし大蔵省の方

では、これを廃止するという意向さへ

出たのであります。この法案は

来年の三月限りの期限法でございま

す、来年の三月でこの法律適用の期限

が切れる。切れるということになりま

す、地方財政再建に鋭意努力してお

ります再建団体の公共事業の遂行上こ

れは大きな支障をもたらしますので、

これを延期する必要があるんじゃない

か、こういうふうに私たちは考えてお

ります。特にこのような法律が制定さ

れまして、しかもその第十一条にう

たつておりますように、ただ単に必要

な経費を計上するということになつて

おります。そういうような関係で、今

の公共事業に係る国庫負担等の臨時特

例に関する法律を延期させる必要はな

いの、でなければ、この面から財政

再建団体の財政が圧迫されて、災害防

除の仕事まで影響を受けるのじゃな

るか、こういうことを考えるのが一

つの点でございまして。

それから一つは、再建団体

は、御承知の通りに再建促進特別措

置法によりまして、ずいぶん大きな制

約を受けております。再建計画の変更

等も、実にきびしい状態に置かれてい

るわけであります。そういう中におい

て、この十二条でいうようなこと

で、自治庁長官が進んでこの災害防除

事業に關して、再建計画の変更等を認

めることがあるだろうか、ずいぶんこ

の点について制約を受けるのじゃない

か、こういうことなどを考えておるわ

けであります、この点についてどの

ように御検討をいただいたか、この際

お聞かせをおきを願ひたい、このよう

に存するでございまして。

○井手以誠君 第十二条の、地方財政

再建促進特別措置法と本法案との関係

のお尋ねでございまして、お説のよう

に、この災害防除事業はきわめて緊要

なものでございまして、五カ年間に防

除事業をなし遂げようというものであ

ります、同時にまた、赤字に悩んで

おる地方財政を再建させなければなら

ぬということも、重要なことでございます。その緊要な防除事業と赤字再建、地方財政の再建を調整しようというのがこの第十二条の精神でございます。お説のように不安がないとも限りませんけれども、しかしその末尾にありますように「当該災害防除事業の実施が確保されるよう特に配慮しなければならぬ。」、こういうふうな積極的な、義務的な訓示規定を設けておりますので、実際に当ってはこの点が最大限に利用されるのじゃないか、こういうふうな提案者としても期待をいたしている次第でございます。

お話の中にありました臨時特例に関する法律、これに対しては、いろいろと意見があることはお説の通りであります。一部では、三十三年度一ぱいでよくはないかという意見もありますし、また多くの人は、三十四年度以降も引き続いて必要であるという主張をなさる方も多いためです。しかしまた一方において、公共事業についてはこの臨時特例を生かして、公共事業を積極的に推進するためには、法律適用をさらに延長すべきであるという有力な意見が内閣にもあるようでありまして、この点については、さらにわれわれが、お互いに研究を進めなければならぬと考えておる次第でございます。

なお、運用の点が非常に重要でございますので、自治庁の方も見えておりますから、自治庁の方から答弁があると思っております。

○川村(維)委員 自治庁からお見えでありますならば、この際、ちょっと自治庁の見解をお聞かせ願いたいと思っております。

○長野説明員 この十二条の問題のよ

うにお伺いいたしましたのでありますが、御承知のように現在でも、これと似た規定は、実は東北開発促進法の中にございます。そして同法におきまして、東北開発促進計画に基づき事業の実施に当りましては、財政再建団体といえども財政の再建の達成に必要でない限りは、この事業の実施が確保されるようにされなければならないというように、ちょうどこれとほとんど同じような規定がございます。おそれくこの法案は、東北開発促進法の当該規定にならわれないかと思っておりますが、現在東北開発促進法における運用状況を申し上げて御参考にいたしたいと思っております。

東北開発促進法におきまして東北開発促進計画に基づき事業につきましては、私どものところといたしましては最大限にその事業の実施を確保するようにしております。再建団体でありますことがゆえに当該事業の実施が、はばまれることのないようにいたしております。はつきり申しまして、再建団体でありますけれども、そのゆえをもち、現在まで東北開発促進法の関係の事業の実施がはばまれたということはございません。おそれく同じような趣旨におきまして、こういう法律によりまして災害防除事業をするということでございます。また、地方団体、再建団体の側におきまして、これらの事業を最優先に取り扱っていくということになるだろうと思っております。自治庁の方といたしまして、これらの事業は確保されるように、当然最優先に取り扱って参るべきものであると考えております。

○川村(維)委員 地方財政の現状について私がいろいろ申し上げる必要はないのですが、再建団体としての適用を受けている地方団体は、今日や財政力が好転したとは言いますけれども、まだまだ、非常に財政の運営上に大きな困難を感じております。いろいろ事業の圧縮であるとか、あるいは消費的な経費の抑圧であるとか、こういうような、いわば血のにじむような努力をしながら、再建に努力をしております。毎年々々提出されます再建計画においても、何回となく自治庁と折衝をしなければ、その自主的な計画がなかなか認められないというのが現状であります。ずいぶんきびしい指導が——指導という言葉が適当であるかどうかわかりませんが、ずいぶん自治庁としては、再建団体に対してはきびしい指導を加えておるのであります。ことしの地方財政計画を見て参りましても、昨年よりもずいぶん好転はしております。地方交付税等も相当増額になっております。しかし先ほど申し上げましたように、再建団体の背負っておるところの重荷というものは、ずいぶん大きいものであります。特に本年は、地方債がすべて合せて一十億というところであります。特に地方債計画において、公営企業関係等はかなりの増額されておりますけれども、問題となるところの一般補助事業関係が九十億も減つておるといふことなどは、これは地方団体のいろいろの行政水準向上のために、あるいは単独事業等の遂行のために、相当支障があるのではないかと、もちろんこのような地方債を押えていくということは、財政向上の上から考えて、ある点望ましいの

でありますけれども、九十億も押えておるといふこと、減額したということ、地方団体のいろいろの事業遂行に大きな問題がある、こういうふうにおかれれば考えておる。そのような中でこの災害防除の仕事をやっていくとするには、これは地方の負担ということもずいぶん大きく考えなければならぬ。そのときに、再建計画の変更の承認手続をするときに、自治庁が今までのような方針できびしく押えていくような態度をとるならば、私が先ほど申し上げましたように、この事業遂行に大きな支障を来すんじゃないか。今課長の方から、国土総合開発の各種の事業についても、そういうようなことはない、こういうような御答弁がありました。それが、それならば非常にけっこうでありますけれども、この点はよく留意してもらわなければならないのじゃないか、こう考えております。

従つて、地方の財政力あるいはこのような財政計画、あるいは地方債の問題、そういうものにとらみ合せながら、自治庁当局はこの事業遂行について、どのような考えを持っておられるか、いま一度お聞かせを願いたい。

それから第二点は、先ほど私が申し上げましたように、公共事業に係る国庫負担等の臨時特例が三十四年の三月に一応切られることになっておりますが、これを延長する考えが、先ほど申し上げましたような各種の問題から分析していつて、自治庁の方にはお考えがあるのかどうか、この点も一つあわせてお聞かせお願いたいと思っております。

○長野説明員 ただいまお話ございましたように交付税の税率は引き上げになりましたが、来年度は、公共事業

等におきまして起債が非常に少なくなっている、この災害防除事業を遂行する上で、財源的には非常に困難になってくるのではないかと、特に財政再建団体においては、その点の困難さが著しくなりはしないかということでございます。お説のようなふうな確かに公共事業に対する起債のワツは非常に減つて考えられておりますから、その点で財源を振りかえまして、一般財源をもつてこれに充当するということが出て参ることは確かでございます。従いまして、地方団体一般について申しますと、それは、これらの事業を全部遂行いたします際に、安易な考え方を持つて臨むことはなかなか困難ではなからうかと思っております。この公共事業に対する起債の減額に見合います自己財源の充実増加ということも、当然あわせて考えられるわけでございまして、またそういう場合におきましての措置も、こういう法律ができます以上は、関係各省それぞれでできるだけ考えて、事業の執行を確保するようにいたさなければならぬことではなからうかと思っております。先ほど、財政再建団体に対しては、自治庁は非常にきびしい節約をしいていて、こういうふうなお話でございました。財政再建団体におきましても、普通それぞれ赤字の原因がいろいろございまして、再建団体の多くのものは、経常的な収入をもちましては経常的な支出さえもなかなかまかなえない。特に消費的な経費においてそういうことが強く現われておまして、すでに義務的な経費の支出のみをもつて経常的な収入というものが食われてしまふ、こういう不健全と申しますか、そういう形に

なっている団体が多いわけでごさいます。従いまして、そういう歳出の構造をできるだけ改めて参ることが必要である。同時に、財源の増加ということについて、いろいろ三十一年度以来財源措置が講ぜられて参っている。両々相待ちまして、財政の姿が次第に目鼻がつかけていくわけでありますが、その場合に、当初に出ましたそういう消費的な経費の抑制という考え方を、多少は緩和できないだろうかといううなことが実は現在の問題でありまして、その緩和についての考え方について、なおその引き締めをある程度続けていかざるを得ないじゃないかという見方と、ある程度のは緩和してもよからうじゃないかという考え方の通じまして、案外きびしいことを言っているのではないかと、いろいろな御意見が出ることになるのは、ある程度やむを得ないわけでありますが、既定計画よりもさらにこれをきびしくしておるといような事実はもちろんございまして、それをある程度実態に合せまして、当初考えました計画を忠実に即して是正すべきものは是正し、内容を改定あるいは向上させるという点での考え方について、非常に慎重論でいくか、あるいはある程度の飛躍を持たせるかというところに多少の見方、慎重さというものを要請しておるといような状況でございます。従いまして、必ずしも非常に手放しで、これらの事業が全部実施できるというふうに考えるわけには参らぬと思うのでありまして、私どもの方から考えますと、例の補助率の引き上げの特例に関する措置というものは、これはやはり当分は続

けていかなくてはならないのではなからうか、その必要があるのではなからうかというふうに考えておる次第であります。

○川村(維)委員 今いろいろお尋ねしておりますような問題については、また地方行政関係等でもよく論議いたしまして、この地方財政再建の計画承認等の取扱についてこの仕事に障害がこないようにぜひ関係各省とも御配慮願う、こういう意味で、またいづれいろいろ論議をしていきたいと思ひます。従つて、今の問題についてこれ以上お尋ねすることは差し控えますが、ただ再建課長も御存じだと思ひますけれども、この十二条に出て参りますいわゆる再建促進法の三条件、こういうものの改正を中心として、あるいは再建団体に対する利子補給の問題等を中心として、わが党から地方財政再建促進特別措置法の一部改正を提案しております。これについては、十分御検討願つて一つ善処していただきたい。ここで課長に、自治庁当局がそのように配慮なさるるに要望を申し上げておきます。また自民党の皆さん方にも、再建法の一部改正については御協力願いたい、かく思ふものであります。

小澤先生おいででございますから、最後に先生に一つお尋ねいたしておきたいと思ひます。第三条でございますが、「内閣総理大臣は、台風の来襲回数及び強度、降雨量その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い」というふうに、指定地域の基準は内閣総理大臣が定めるようになっております。台風の来襲回数、強度、降雨量というものが一つの基準になるわけでありするが、この法案の適用される範囲は

必ずしも九州だけではない、このようにわれわれは考えております。かといつて、それをあまりにも全国的に広げ過ぎるということも、また問題が残るだらう、こういうことを考えて参りますと、その基準の作成、その指定の地域という問題が、またこの防災事業の徹底を期する上から考えて、非常に重要な問題となつてくるのではなからうかと思はれるのでございしますが、提案いただきました先生の方では、このような点をどのように御検討下さったのか、この際お話しただければ仕合せだと思ひます。

○小澤重喜君 回答いたします。ただいまの点は、この法律の立法に際しましては、最も苦慮いたしました点でございます。気持から申し上げますと、大体九州地域はほとんど入るようにならうという全面的に広げられようというふうな配慮をいたしまして、結局三条による政令の考え方は、各省とも十分打ち合せをいたしまして、二つの条件をつけることが適当であらうと考えております。その一つは、台風の強度の指数、これは専門家でありますので、私もお答えをしておりますけれども、そんなことを言うのかはつきりわかりませんが、専門家の意見によりまして、台風強度の指数を七百以上にすると、それから平均降雨量を、六月から九月までの間を標準といたしまして、千ミリ以上、この二つでしぼるというふうに考えておるのであります。これをものさしにしまして、はかつてみまると、九州は大体全部入ります。それから高知県、和歌山県等、その近所も入りますが、大体そういう個所が該当するようになっております。

○川村(維)委員 その指定は、総理大臣が審議会の議決を経て指定するということにうたわれておりますが、どうぞその点につきましては、最後まで、立案されました皆さんの方で鋭意十分なる、適正なる指定ができればよろに御配慮を願いたいと思ひます。○巨委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。この際、本案に対し、内閣の意見があればこれを聴取することとしたします。鹿野政務次官。

○鹿野政府委員 台風常襲地帯における災害の問題につきましては、政府も常に特別な関心を持つて参つたのでございまして、今回、こうした法律案が審議されまして可決されました晩には、十分御趣旨に沿ひましていろいろの施策をやりたいと考えておりますので、何分よろしくお願ひいたします。

○巨委員長 これより討論に入る順序であります。別に討論の通告はありませんが、直ちに採決を行います。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○巨委員長 起立総員。よつて、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決しました。(拍手)

この際、お諮りいたします。本案に

関する委員会報告書の作成につきま

しては、先例により委員長に御一任願

ひたいと思ひますが、これに御異議あ

りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○巨委員長 御異議なしと認めます。

よつて、そのように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前十一時十八分休憩

午後四時十二分開議

○巨委員長 休憩前に引き続き開いて再開

いたします。

国土総合開発に関する件について議

事を進めます。質疑の通告がありま

す。順次これを許します。松浦周太郎

君。

○松浦(周)委員 私は与党議員として

質問するのでありますが、主として建

設的な問題について申し上げたいと思

ひます。

国土の総合開発ということとは、言

までもなく人口、食糧問題を解決する

重要な国策でなければならぬと思つて

おります。この人口の分布その他につ

いては、副総理がおいでになりました

らお尋ねしたいと思ひますが、と

りあえず大蔵大臣にお尋ねしたい

ことは、戦争に負けて国土が非常に小

さくなった、民族は相変らず非常な勢

いでふえておるといふところにおける

日本の国策は、言うまでもなく加工貿

易、と同時に食糧の不足を他国から仕入

れていかなければならぬ、そういう

二つの面において、国土総合開発とい

うものが非常に大きなウェイトを持

ておるのであります。ところが、国内

における資源を開発して原料資源にす

るといふ考えがほんとうではあります

けれども、国内の資源がありながら、

だんだんと国外に目が向けられてお

るという現在の状況は、否定することがで

きないと思ひます。そこで鎖国

時代から目がさめた明治政府は、やは

り現在と同じように、自国の資源を

もって民族を養おうと考えたものであり、また、そこに北海道開発というものが非常に大きく取り上げられた。その後において、明治三十年前後の日清戦争後における大陸政策に日本が転換したものでありますから、北海道の資源を開発するよりも、大陸の資源に依存しようという考えが強くありまして、それが昭和二十年まで続いた一貫せる政策でありました。そのために、北海道の総合開発というものは国内に於ける資源の繁栄に資しようという考えでなく、捨てられて、大陸の方に目が向かってしまった。ところが昭和二十年にあつた悲運な日において、これはどうしても国内の資源に目を向けなければならぬというところになって、終戦後における北海道の総合開発計画というものが国策として取り上げられた。最近までその意思は継続されておりましたけれども、最近における南方の開発というようないことが問題になりまして、この北海道の開発よりもまた南方に国民の目が向けてきたという事は、これは否定できないうことは、しかし、南方資源もわれわれが活用しなければならぬことは申すまでもありませんが、自国の資源をそのまゝにしておいて他国の資源の開発にうき身をやつすという事は、これは民族の発展ではないと私は思うのです。自国の資源を十分に活用して、なおかつ足りないものは他国の資源を開発するというものであるならば、これは考えられるけれども、そういう方向に、まだ国の予算はそこまでいっておらぬが、機運が最近はその方向に向つておるといふことです。これに

対して大蔵大臣は、日本の資源開発、加工貿易などで日本の貿易を伸展し、食糧の不足を自給自足するといふ点におきまして、国内資源と国外資源との関係はどう考えられるかという点を、一点お尋ねしたいのであります。○一萬田國務大臣 ただいまの御質問、非常にこともつともであります。これは申すまでもないと思ひますが、食糧だけをとりましても輸入がやはり五億ドルくらい、綿花を除いて五億ドルくらいに上つております。綿花も入ると、十億ドルに近しいというふうな農産物の輸入になると思ひます。しかも国土が非常に狭いのですから、これは私、国内の資源の開発ということがむづかしいであると思ひます。ところが、同時に、しかし東南アジアの開発というものは、この市場なくしては将来日本の経済が成り立つていかぬ、しかも自然ほうつておけば他国の経済がここに伸びてくる、将来日本の経済が不利になつてくる、また国際的な情勢にも圧せられてくる、日本としては、やること非常に多くして資力乏しいという状況です。それで私の考えでは、そういうところであるからこそ、今日国際的な資金を東南アジアに向ける必要というものが私の立場でありまして、アジア銀行を唱へるとか、あるいはまた現実には世界銀行または国際金融会社の資金をここに持つて、金もよろしい、あるいは東南アジアの開発基盤もよろしい、こういう立場に立つておられるのであります。そういうふうな一面と申しますか、国内の資源も開発し、東南アジアもある程度先鞭をつけていくためには、日本の力だけではどうにもいかぬ、借款をしていく

必要がある、かように考へて、今日世界の金融市場等について日本の立場を、あるいは借款のできるような基礎条件をいろいろと整へつつあるのではありません。いずれが先かといへば、むづかしいのは国内の資源の開発、同時に他国におくれぬように東南アジアを開発する、かように考へております。ただ、東南アジアが最近では従来のおくれといひますが、これがクローズアップされておる関係から、東南アジア、東南アジアとなつておられますが、しかし今日の海外の投資力から見ると、おおよそやはり、今のときをとりまして、すべての計画は二億ドルくらい——まあ二億ドルといひますか、先の年度まで続く全部の計画を入れると、十億ドルくらいにも上るような計画になつております。それでこれは、日本の自力では、東南アジア等に対しては借款その他のいろいろな面で限界に来ておるのではないかと考へておるのであります。今後できるだけ国内の資源の開発に力を入れていきたい、かように考へております。

○松浦(周)委員 国内の資源と国外の資源と並行して行なつていく、そのためにはなるべく借款をもつて南方の資源の開発に充てたいという御趣旨のようでありまして、さうであるならば、並行してやるとするならば国内の資源の開発にも一般会計のみに依存しない、その計画を達成するために、外国の借款をも考慮に入れてその開発を促進するといふことは、南方資源のことも他国に優先せられないうちに手をつけることと同じ意味になると思ひますが、国内開発については、その意思はないものでしょうか。

○一萬田國務大臣 その点については、たとへば愛知用水、これらについても出ておりますが、あの道路公団を特別会計にいたしましたのも、一つにはやはり私は借入金も可能ならしめる会計にし、これについてはやはり借款等も考へてみた、こういうふうな考へ方に立つております。

○松浦(周)委員 それならば一つお尋ねしたいのであります。この自由経済下における日本の現在でございしますから、とにかく他国の資源が安ければ安いものを買いたい、それが各企業の採算に合うものでありますから、企業家はそういう考へになつてくることは当然であります。ただそれだけにまかせておいて、国内開発がうんとぜられるといふことは、十分政府として考へなければならぬことであると思ふのです。従ひまして現在の状況は、経済価値の低い国内資源を開発してやるよりも他国から安く買つてきた方がよい、現在の食糧問題でも、自給自足の問題よりも他国から買つてきた方が安いといふような議論にもなり、あるいはその他の工業原料におきましては、国内に豊富なものがあるにもかかわらず、それをやらないといふようなことに自然に迫り込まれていくのであります。私は与党ではありますけれども、いかぬことはいかぬと言ひたいのであります。このことは過去の北海道開発にすっかり現れてゐるのであります。第一次五カ年計画で投資されたものは、計画の五七%であります。なぜそうかと申すと、財政経済上といわれれば、つまり政府当局に、生産上の率の低い北海道に投資するよりも、むしろ

を初めといたしまして、七つづぶれております。これは電力料金が高い、あるいはその他の輸送料が高い、あるいは販路に遠いというようなことが大体的原因であります。あるいは機械工業におきましても、東亜車両、あるいは三興工業、あるいは本田鉄工、中山機械などというものを入れています、これがやはり十二、三つづぶれております。それから、北海道で経営すれば税金が高いくから、本店を東京に移すというものが、国税庁で調べると相当な数があります。つまり本店を北海道に置くと税金が高いということです。それにまた従業員が北海道を好まない。なぜならば、自分の子供を教育するために、まず内地の大学にやる。それから地方によつては僻地学校がありまして、学校の教員が一年に一べんくらいしか映画を見られない。それも中心城市に出てきて、泊りがけで映画を見ていくというようなところがある。あるいは高等学校の程度なんか非常に低い。だから北海道の高等学校に入っておつたら、大学の試験が受けれないという、ような問題もあります。各般の問題が並行して、同時に施策せられていかないものでございまして、なかなか政府の考えるように人口の分布というものができない。そこで前申し述べました二つのハンデは、もちろん個人の力でやることができせんから、国の施策としてこれを除去しなければならぬと考えております。ところがそのほか税の問題では、北海道の納税者というのは、内地の納税者よりも非常に過重な負担をしております。まず地方税のことを考えると、北海道の町村は財源が乏しいものでありますから、すべてに限度の

極点まで取るのです。だから内地の納税者に比べれば非常に税が重い。この間私は非常な非難を受けましたけれども、木材の引取税をあの程度にしなればならぬということは、負担の均衡の問題がある。内地の府県の三倍も四倍も取っておるというようなことがあります。この点を固定資産税について考えてみますならば、北海道の木造構築物というものは、非常に寒いところであらう、ストーブをいたり屋根の雪をおろしたり、いろいろやるものだから、耐用命数が非常に短い。統計によりますと、大木木造構築物は内地のそれの七〇〇くらいいの寿命しかない。ごくいいもので八五くらいいの寿命があると言っている。内地よりも三割ほど耐用命数が下っております。それから限度をこえる程度の税率で取っております。つまり固定資産税は一・四％が大體標準であつて、それをこゆること二％から二・五％の税率で取っておる町村の比率は、北海道では九九％です。内地の府県では制限のきわまで取っているのは一七・五％ですが、北海道は九九・六％までが最高限まで取っておるという状況でありますから、従つて経営者が重税に苦しむということは当然のことでございます。また、石炭手当その他の問題について簡単に申し上げますと、光熱費及び被服費は内地府県の生活者よりも非常に過重である。ここにこまかい統計を持っておりますけれども、簡単に言うと、光熱費は内地府県よりも大體三分の一以上多い、被服費におきましても、北海道は三分の一高いのであります。そこで石炭手当の問題が起りました、終戦後には石炭の現物配給をやつたが、それが今度石炭

炭手当になつた。ところが、石炭はも
らつておるけれども、それに対する金
をもらうのですから、累進的に収入が
ふえるために税金を取られて、ある相
当な生活をしておる給料生活者は、石
炭手当を入れることによって、それく
らいの税を払わなければならぬとい
うような問題もあります。政府は一般
所得税の査定においても、こういつた
基礎控除は全然考へていません。この
基礎控除は全然考へていないと、
税に対する基礎控除は考へていないとい
うような状況でござります。これは平
均二万五千元の収入の俸給生活者に
おしますと、大へんな負担になつてお
ります。同時に中小企業、農業、漁業等
の基礎控除を全然見ていないものであ
りますから、内地は付近より税が高い
のです。安かるべきはずなんです。今言
う二つのハンデがあります。遠距離、
市場に遠いというハンデ、運賃のハン
デと、積雪寒冷であるところの生活上
のハンデの二つのハンデをしょつてい
る上に、税が高いのですよ。これは何
とかお考へにならなければならないの
ではないかというのであります。あと
で質問する人が待つておられますか
ら、私は簡単に済ませますが、私はこ
の点について、樺太及び台湾、朝鮮の
統治時代のことを考える。台湾にも朝
鮮にもしばしば行つてみましたが、私
は樺太に一番多く行きました。樺太を
開発するために、当時の政府は、まず
税を軽減して、あそこに行つて暮す方
がもうかるというような感じを起させ
ねばならぬというので、酒なんかも、
樺太で作れば無税の時代がありました
。だから秋田とか山形から米を持つ
ていつて、樺太で酒を作つて、どんど

ん飲ませて薩太の開発をやった。税においても相当な特典があった、資源があつても、北海道の現状のようなことをやっておつたら、あそこは開けなかつた。王子製紙があれだけの工場を作つたといふことは、税の面でも、融資の面でもすべての特典があつたから、あそこにあれだけの工場が繁榮したのです。そういうような特殊なことを考える必要はないか。いろいろなことがあるけれども、ただ開発の基本のものだけやつても、その結論が住みよい、楽しい、言いかえるならばもうかい、楽しい、こういう諸制度を政府がやらねばならぬ。補助金をやつて、はげ山のてんこに人れと言つたつて、補助金がなくなれば帰つてくるのです。北海道の入植につきましては、相当な検討が必要であります。補助金を出していけば済むと思うのは、大きな間違いです。食えなければ戻つてくるのです。市場に来るためには、今のうちに、津軽海峡で運賃を二重、三重に取らないで、もっと遠距離運賃を政府が補助をして、生産コストが安く上つて、内地の方と競争ができるようにしむけるならば、内地に本店を持つてくるとか、つぶれる人がなくなる。こつちのつまらぬところにおるよりも向うへ行つてやつた方がもうかる、その方が結論において楽しい生活ができるというのであれば、何も北海道に行つて開発するなんていう人はいないのですよ。今、北海道を開発しておられる行き方というものは、一方のことしかやつていない。並行していかなければ、内地の人が自分の郷土を捨てて、北海道の新開地に行こうという気にならないのです。ここに私は国策の大きな問題があ

ると思う。従つてここに私が申し上げたいことは、石炭の免税の問題については、この委員会にも社会党の方から御提案になつて三年続きその案がここにありますが、これなんかも、直ちにそれでは減税するということができないければ、現物出資に直したらどうだということも一つの便法なんです。来年度は一千億の減税をする、と総理は発表しておられますから、その一千億の来年度の減税をやる場合に、当然中央地方の税制改革をしなければならぬからあるいは寒冷地帯における所得税の基礎控除の問題、あるいは給料生活者に対する石炭手当の減税の問題というのでうなことは、率先して政府がやるのですね。これは北海道へ行かないでやるの間に大蔵大臣が仰せになりましたように、三時間かかれれば千歳に行かれる、あの広漠たるところに別荘地を作つてはどうか、軽井沢へ行くより近いじゃないか、そうおっしゃるのなら、そういうことのできるような政策をとりなさい、ということを私は申し上げたい。でございますから、まず税の問題だけに對して一つ大蔵大臣の善処を要望するのでありますが、どういふお考えでいらっしゃいますか一つお聞きしたいのであります。

○一萬田国務大臣　要するに、自然的な生活条件の悪いところに、非常に快的に住まわせるのはどうするか、非常にむづかしい金のかかる問題であります。従いましてこういうものを扱います。場合には、どうしても総合的に考えて、むしろある程度大胆な施策も必要であります。今そのうちのひとつとしてはならない。

て、税というものが問題にされたのでありますが、やはり税というものは、地域によつてその扱いを異にするというのとはなかなかむずかしい。たとえば石炭手当てについて特別の措置をとれば、薪炭にしてもその他の寒冷地あるいは勤務地手当て、おのおの根拠があつて出しておりますから、性格は違つたにしても、扱いをそう異にするわけにはいかないのじゃないか。従いまして、北海道だけについて石炭手当てをどうするということは、私はそれはけっこうでございますというふうには言ひ得ないのであります。ただ御承知の、今お話がありましたように、今後中央地方を通じて税制についてほんとうに考え直してみよう、こういうふうに考へておりますので、その際に、石炭手当てに限らず手当てというものは、税法上においてどう扱うのがいいのかというふうな見地から検討を加えてみたい、かように考へております。

○松浦(周)委員 その他の固定資産税とか、所得税に対する基礎控除を増すという問題については……

○一萬田(周)委員 その他のことにつきましても、税制調査の場合に、あらゆる面について検討を加えて参りたい、かように考へております。

○松浦(周)委員 その場合に、私どもの希望は、北海道の特異性というものはいろいろの面においてあるものでありますから、税や電気料等に対しましては特別行政地区というふうなものを設けて、それで北海道の開発が行われ、少くとも人口も千万人くらいになつて自給自足できるようになれば、内地の市場に持つてこなくてもいいというふうなことになるから、それまで

十年間くらいは時限立法として、特別な樺太のような扱いはできないかというのを考へておられますが、これに對してはどういうお考えでありますか。

○一萬田(周)委員 ある地域に對しまして、税法に限りませんが、特別な扱いをするというものはなかなか検討を要すると思つております。ただ北海道なら北海道の開発、移民というふうなことに對しては、もう少し性格自体に對しては、やはり考え直す必要があるのではないかと。たとえば、これを五カ年計画とか十カ年計画で、年度ごとにしご段を上るような格好で、幾人か人を入れてこま切りに道を作つてみる、これはどういうふうになつておるか、十分検討を加えなければならぬけれども、行き方としては、道なら道を五年分一ぺんにぽんと作つてしまふ、どうせ要する金ですら作つてしまふ、そしてほかのものはやめておく、とりあへず道をずつと作つていく。そしてトラックならトラックだけが、往復通えるような形にして開発していく。これは一つの考え方を言つての考へ方であつて、たとえば人が十人入つたらこういう施設をしる、五十人入つたらこういう施設をしるというのではなく、やはりそういう行き方があるのじゃないかと思つての考へ方です。こういうことをあまり言つて財政負担が急にふえても、これは大蔵省としてやれませんか、北海道でもばつと道を通ずれば開発が非常に早いんじゃないか、また人もだんだん奥地に行くのじゃないかという氣持もしております。こういうことを抽象的に言つてみてもしょうがありませんが、

んが、そういうように計画を単に合理化するというよりも、なるべく開発に適當するような計画にしてできるだけ資金も投入する、そういうふうなことを考へつつ、税なんかはむしろ相完的な形で考へる。初めから特別な税制みたいなものを北海道にやるのはどうかと考へますが、なお一つ今後十分検討を加えます。

○松浦(周)委員 何か変な答弁で、重点をはずしていろいろなお話を述べた感じがしますが、そういうことをおっしゃるならばいろいろ聞かなければならぬのであつて、あまりよく答へないで誠意がないと思つておられる。今御座になりました考へ方は、私にわかつては、一つのものを重点的にやらぬということだろふと思つて、道路だけ作つても何にもならぬことになる。港灣でも、道路でも、土地改良でも、散漫にして何年たつても一つの効果も現れないやうなやり方ではなく、集中的に、重点主義に一つ一つのものをつづけるというものであつて、この考へ方ですが、私は今仰せになつたことについて、あまり深く追及しませんが、しかし、これはもう少し真剣に御答弁願ひたいと思つておられます。

今日私は副総理がおいでになつたらいろいろ聞こうと思つたのですが、おいでがなくて、次官がおいでになつておりますから、次官にお聞きしたい。それは、北海道は電気料が非常に高いのです。企業を誘致するとか、企業を振興させるとかいう問題から見れば、とても比較にならない。これは最終の供給値段ですけれども、北海道の電気料は五円九十銭、東北が四円十二銭、東京

が五円三十八銭、中部が五円十銭、北陸が三円五十五銭、この北陸と東北は最近値上げになりましたから少し移動します。大体中国、四国、九州の次が北海道なんです。こういう距離のハンデがある、寒さのハンデがある上に、先ほど申しましたように税の上にもハンデがある。同時に電気料にハンデがあつたのでは、産業を誘致して北海道を盛んにしようというふうなことを言つても、かけ声だけでこれはできません。おいても国外の貿易におきまして、販売競争の差というものはほんのわずかなんです。手形で追われれば、あるいは出血でやらなければならぬ場合もでてくる。それが、こんなに大きな電気料のハンデがあつては、北海道の産業というものは全然成り立たない。東北と北陸が電気料を上げたという反面、北海道は東北なんか比すれば一円五十銭も高い現状をこのまゝにして、北海道の産業が発達することはなかつたと思つて、これについて一つ次官の御答弁を承ねると同時に、大臣とよく御相談下さつて——大臣は副総理として閣議に列席しておられますから、通産大臣並びに総理大臣や大蔵大臣と協議されまして、三十三年度はこの問題を片づける方向に御尽力をお願いしたいと思います。いかがでございますか。

○福井(順)政府委員 全くお説の通りでございます。北海道の開発のために、どうしてももっと低廉なる電力が必要だということを考へております。そこでお説の通り、十分努力いたしたと考へております。副総理にもよく

お話をいたしましたして、努力するようにいたします。

○松浦(周)委員 それと同時に運賃の問題、これは今の青森の割増しの問題なんかも、早急に直してもらわなければならぬ。それから、また樺太の例を引きますが、樺太の鉄道経路に對しては國が相当補助をした、それで樺太におけるバルブ原料その他の運賃なんかは、北海道内における運賃よりも平均コストがずっと下つておつた。そこにはやはり開港の特典があつたわけですから、現在の津軽海峡の運賃は三倍もの率でとつてゐる、これは全く不合理で、開発のブレーキになつておると思つて、この運賃の問題、先ほど申し述べた文教の問題等にいたしましても、内地の府県に劣らない——すぐれるということではないでしようが、劣らないといふまでもいかなければ競争にならない。いわゆる住みよい、楽しい、もうかる土地ということにしない限りは、北海道に行きたくない。これは自由競争です。それから、あそこへ行くと命ずることはできない。その三つの基本にはずれておるから、どれを援助しても、どれだけ政策を変えても北海道は繁栄しない。この三つの要点が達せられるやうに閣議においても十分御奮闘願ひようから、今日は大臣がいられないのですから、ぜひあなたから御伝達をお願いしたいと思います。

○福井(順)政府委員 よく承知いたしました。伝達いたしました。閣議でも努力いたしますようにいたします。

○松浦(周)委員 最後に、締めくくりにして申し上げますことは、来年度は中央地方を通ずる税制の根本的な改革をするということでございますから、

先ほど来いろいろ申し上げました税の問題に対しては、大蔵大臣はわれわれの意のあるところをおくみ取り願って、善処していただきたいと思ひます。御答弁をお願いいたします。

○一萬田國務大臣 御趣旨の点を十分頭に入れて、検討を加えます。

○松浦(周)委員 私はこれで終ります。

○巨委員 林唯義君。

○林(唯)委員 私はきわめて簡単に、先ほど米同僚の松浦君から御質問になつたことの補充的な質問になるのですが、先ほど五カ年計画についてはその実現のために努力すると言われたのか、あるいは実現可能な計画の場合という条件を付せられたのか、そこがはつきりしなかつたのですが、もう一度大蔵大臣から御答弁願ひます。

○一萬田國務大臣 五カ年計画が一応きまつておりますから、きまつておる計画についてはこれが実現するように努力する、かように考えております。

○林(唯)委員 しますれば、問題は五カ年計画の内容になりますが、先ほど松浦君も御指摘になりましたように、大体においてあの参考表の中の金額は六千六百億だと思ひます。また総理が昨年の四月に御説明に相なつたのは、開発審議会の意見を尊重してこの計画を実現するということ、それから昨年四月二日渡邊總裁の質問に対して、「第二次の計画の樹立及び実行に当らなければならぬ。同時に、こういう計画は非常に困難があるということ、十分みな考えて、そうして強い意思の決定なり、あるいはいかなる困難があつてもこれを必ず実現するのだという、熱意をこらう事業には込めて

やつていかなければならぬ、かように私たちは考えております。」ということ、を言明されておるが、まことにくだいようですけれども、あなたの御意見も総理大臣と全く同じ意見であり、かつ熱意であるかというのをもう一度お伺ひしたい。

○一萬田國務大臣 私は総理大臣と見解を異にする理由は何もないと思ひます。

○林(唯)委員 しかれば、さういふ五カ年計画の実行に御熱心であるとしてすれば、あなたは三十一年の四月三日にこの委員会で永井委員の質問に対して、「今後の開発の計画いかにによりましては、むろん資金面からもこれを増額しなければならぬ」といふことを言われておる。これは北海道開発に關してです。そうすると、昨年の五カ年計画は六千六百億という大體審議会の意見を尊重してできたんだから、むろん資金面からもこれを増額しなければならぬ」といふ當時のお話の通りに、今日お考えになつておられるかどうかといふことをお伺ひしたい。

○一萬田國務大臣 私といたしましては、この六千六百億というの十分の積み上げでなつておりますか、大かたの、まあ大體さういふところという一応の考え方ではなからうかと思つておるのであります。この計画の内容容がはつきりしてきますれば、年度別におきましてその資金の調達ができるようにあらゆる努力をいたす、かういふことであります。

○林(唯)委員 しますると、二十五年の北海道開発に關する政府歳出は百五十三億、その翌年は十一億ふえ、その翌年は二十四億ふえ、さらにその翌年

は四十四億ふえ、今年は昨年に比較して三十一億、この四カ年の間に大體百十億円財政規模の増大を見ておるわけですが、また開発公庫の資金リクにおいても同様で、繰り越しその他を入れて逐年増加をいたしておるような状況であります。先ほど申したように開発計画がさういふ前提に立ちますれば、今後国家財政の支出面または財政投融資面を減少するんじゃないに、逐年だんだん、多少なりとも多くされていく、かういふふうにお見通しになつておられますか。

○一萬田國務大臣 財政の許す限り、北海道の開発が非常に重要視されておるときでもあるので、重点的に私は増加していきたいと考えております。

○林(唯)委員 まことにけつこうな御答弁で満足いたします。

しますれば、話は別になります。この北海道東北開発公庫の個々の資金貸し出しの場合、どういふ手続でやつておるか。言いかえれば、公庫自体が主体的に全部切り回してやつておられるか、あるいはその途上に監督官庁がそれぞれ入つて、了解を得たり了解をしたりしてやつておられるのか。しかる場合には、監督官庁はいかなるものであるか、どこが監督官庁であるのか。また同時に、それに対する大蔵大臣の権限を伺ひたいと思ひます。

○大月説明員 北海道東北開発公庫の具体的な融資の実行につきまして、政府がどの程度関知しておるかというお尋ねでございますが、全般的に政府金融機関といたしましては、個々の融資については政府は一切関知しないといふ建前をとつております。公庫と政府の關係が生じますのは、予算の際に、財

政投融資計画として原資を供給するという問題と、法律に基きまして四半期別に事業計画及び資金計画の認可をいたします。その認可は、現在のところ一・四半期に幾ら使つてもよろしい、かういふ認可でございます。それ以上上の域を出ておらないわけでございます。

○林(唯)委員 それからもう一つ、これは世上のうわさとして申しても差しつかえないかもしれぬが、たとえばこの次は九州開発ができるから、九州開発も北海道東北開発公庫の上に乗つたらどうか、かういふ話が出たわけであり

ます。そうすると九州を乗つけ、四国を乗つける、地域的なものを全部これに乗つけるということになると、これは全国的な銀行になる。さういふ工合になりますと——これは仮定じゃありません、東北の部門を北海道開発に乗つけるときに、もうすでにこの議論が出ておつた。しますと、このように地域的にどんどん拡大する傾向に相なると、どうも開発銀行の仕事と一致するやうな格好になる。私は東北の問題を論ずるときにも、開発銀行に東北リクといふものをお作りになつたらいいじゃないか、非常に地域条件の違う北海道に乗つてくてもいいじゃないか、かういふことを言つたわけなんです。政治的には今や九州の開発資金を必要とし、四国開発資金を必要とする状態にあり、おそろしくこの問題は来

年あたりには厄介な問題になると思ひますが、一つその辺に対する大蔵大臣のお考えを伺ひたい。

○一萬田國務大臣 私は、開発公庫を全国的なものにする考えは毛頭持つておりません。またさういふ傾向も、私

好ましくないとと思ひます。なぜかと言へば、これは開発されるべき地方の條件が非常に違ふのであります。そして開発のおくれておるところにまず主力を注がなくてはならぬのに、もしもこれを全国的なものにすると、やはりいろいろな勢力關係等からして、比率的に資金の配分を余儀なくされるというやうな政治情勢も馴致されますので、私はむしろ、北海道東北よりも北海道は北海道——北海道東北というものは、大蔵省がさうやうなつもりで、考へ方としては、北海道は北海道としておく方が、いいんじゃないかといふふうにも思つております。

○林(唯)委員 北海道は北海道というように持つていきたいという御意見のようには伺ひまして、しごく満足に思ひます。

それから、なお最後に、あなたにもう一つ伺ひたいのです。これは開発庁の次官にも關係があることだが、昨年の四月三日に小平委員の質問に対して、石井國務大臣は、北海道開発公庫の問題として「予算の上等におきましては、北海道に累を及ぼさぬ、北海道の開発は開発としてちゃんとやるんだという決心のもとでなければ、これは取り上げられるものではないのであります。政府といたしまして、北海道に累を及ぼさず、東北の開発を期するといふ覚悟を持つておるわけでありまして、私自身といたしまして、北海道に累を及ぼさず、東北の開発を期するといふ決心のもとで、この力をいれていくという心持でおります。」といふふうにおつた。きわめて明快にお話に相なつておる。そこで、これは開発庁長官にかわつて次官から、この意向は今日な

お開発庁の意向として堅持されておるかどうか、この点を伺いたい。かつ、同僚であられる大蔵大臣から、この問題は石井國務大臣と所見を同じゅうされるのか、また別個の意見を持たれておるのか、これをお伺いいたします。

○福井(順)政府委員 これは大体その通りでよろうと思います。長官がそう言っておると言われますから……。

○一萬田國務大臣 やはり北海道開発、東北開発といまして、どちらにも迷惑がかかぬと思います。ただ資金量が十分ではありませんから、その際は、ほんとうに客観的な対象が、どちらが重要であるかという点については十分な御理解をお願いしたい、かように考えております。

○林(唯)委員 資金量が不足であるが、その不足の中でもって、経済五カ年計画の精神を組み入れて実現に努力するという先ほどのお話であります。これは大体において、今後ふえるという一つの示唆だと私は思います。それからなお、そのふえた中で相互に迷惑を及ぼさぬということ、言いかえれば、これができるときに、北海道に累を及ぼさぬということの石井國務大臣の考え方に御同感の趣きを承わったのであります。従って、大蔵大臣への質問はこれ以上いたしません。しごく満足いたします。

ただこの際、先ほど政府の説明によると政府は関与せず、貸し出しには主として開発公庫の当事者が当り、貸し出しその他責任を持つてやるといふことでありますから、説明員にお伺いしたいのだが、先ほど監督官庁であるところの大蔵大臣から、経済五カ年計画に

よって北海道の開発を今後大いに考慮いたす、なお必要とする資金の増額についても考慮をいたす、かような言明を得たのであります。また先ほど質問しましたように、石井開発庁長官が昨年答えられた北海道に累を及ぼさぬという明白な言明に対して、大蔵大臣はしごく同感の意を表されたのであります。が、公庫の責任者から、どういうお考えでこういうことになったか、その点を伺います。

○松田説明員 私ども公庫の責任者としていたしましては、公庫設立の趣旨にかんがみ、また昨年度より改組されましたその経緯等にかんがみまして、われわれに課されてあるところの、開発公庫に与えられたる金額を公正に、かつ効率的に運用したいと思っております。その実行に当りましては、それぞれ主務官庁もございますので、個々の事件についてはよくその意向を伺いまして、それにのっとって最善を期したいと思っております。

○林(唯)委員 これが最後の質問になるわけですが、先ほど官庁の意向を伺うのじゃなしに、先ほど意向は明らかにされているのです。開発五カ年計画というものは尊重する、そしてその実現のために努力をする、また大蔵大臣は、先般の委員会においても、さような計画のためには増額も辞さないことを表明され、今も同じ意見を堅持されているのであります。こういうことであるから、そういう方針を堅持されて今後資金をあんばいされていくかどうかという点を、明快にもう一度御説明願いたいと思います。

○松田説明員 もちろん融資の基準と申しますか、よりどころといたしまして

ては、北海道に関する限り、閣議の了解決定を見っておりますところの開発計画があるのであります。本年度与えられている金額には限度がありますけれども、その実現に向つてわれわれとしては最善を尽したい、かように考えております。

○林(唯)委員 けっこうです。

○巨委員 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十六分散会

〔参照〕

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法案(小澤佐重喜君外九十一名提出、衆法第一七号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年四月十二日印刷

昭和三十三年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局